

トリニダード・トバゴの入国規制措置(11月26日更新)

11月26日、トリニダード・トバゴ政府は、新型コロナウイルス(オミクロン株)対策として、同日より同国の入国規制措置を以下のとおりとする旨発表しました。

1 11月26日より、ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエからの渡航者に対し、以下のとおり入国制限を行う。

(1) 自国民以外の渡航者(自国民または永住の在留資格保持者以外)
トリニダード・トバゴ到着14日間以内に上記の国を訪問した渡航者は、入国を認めない。

(2) 自国民または永住の在留資格保持者
トリニダード・トバゴ到着14日間以内に上記の国を訪問した全ての自国民または永住の在留資格保持者は、入国を認められるが、国の管理の下14日以上義務的検疫措置となる。

(3) 渡航者は、関連するすべての費用を負担する必要があり、渡航前に必要な手配を行う必要がある。また、本件は、渡航するワクチン接種済み及びワクチン未接種の国民の両方に適用される。

(4) その他、政府Webサイト(<https://ttravelpass.gov.tt/>)上に示されている、現行の入国要件及び到着72時間前以内に受けたRT-PCR検査(鼻腔ぬぐい液)陰性書の取得を遵守する必要がある。

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【参考】

トリニダード・トバゴ政府ホームページ

<https://ttravelpass.gov.tt/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号1-868)628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。_